

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和 7 年 1 月 10 日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

①特単契第 1011 号 ②特単契第 1009 号

③特外契第 1008 号 ④特外契第 1012 号

⑤特単契第 1013 号 ⑥特単契第 1020 号

⑦特航契第 1021 号 ⑧特航契第 1022 号

⑨特航契第 1023 号 ⑩特航契第 1024 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 ①～⑥77 ⑦～⑩19

(2) 購入等件名及び数量

①E L T機能検査（単価契約）

- ②RADIO ALT TR 5 個ほか 5 点機能検査(単価契約)
 - ③PROP ASSY (ビーチ用) 3 個整備
 - ④ENGINE(MAKILA2A1 型) 2 台整備
 - ⑤FLOAT BAG ほか 4 点整備 (単価契約)
 - ⑥FUEL NOZZLE SIMPLEX ほか 2 点整備 (単価契約)
 - ⑦ナビゲーション・データベース (ボンバル 300 ほか 4 機種) 更新
 - ⑧技術情報提供サービス(ガルフ GV&GVSP 発動機整備用)
 - ⑨ナビゲーション・データベース (ファルコン 2000) 更新
 - ⑩技術情報提供サービス(サーブ 340 機体整備用)
- (3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期限
- ①②⑤ 令和 8 年 3 月 27 日

- ③ 令和 7 年 10 月 31 日
- ④ 令和 8 年 2 月 27 日
- ⑥ 令和 8 年 3 月 19 日
- ⑦～⑩ 令和 8 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

- ①②官が指定する場所
- ③新潟航空基地ほか 2 か所
- ④鹿児島航空基地 セツ島運航支援センター
- ⑤羽田航空基地ほか 3 か所
- ⑥航空機用部品保管倉庫（深川）
- ⑦千歳航空基地ほか 10 箇所
- ⑧装備技術部航空機課ほか 1 箇所
- ⑨北九州航空基地ほか 1 箇所
- ⑩装備技術部航空機課ほか 2 箇所

(6) 入札方法

- ①②⑤⑥ 予定数量に対する総価で行う。
- ③④⑦～⑩ 総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載

された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締

結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、

①②⑦～⑩「役務の提供等」の A，B，C 又は D 等級に格付けされ、

③～⑥「物品の製造」又は「役務の提供等」の A，B，C 又は D 等級に格付けされ、

関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（電子証明書）を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（GEP S）

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/> 電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

(2) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第三契約係 深澤 仁順 電話 03-3591-6361 内線 2841

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明

書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>.

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和7年2月10日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

①～⑤令和7年3月5日 17時00分

⑥～⑩令和7年3月6日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和7年3月6日 ①10時00分 ②10時20分
③10時40分 ④11時00分
⑤11時20分

令和7年3月7日 ⑥10時00分 ⑦10時20分
⑧10時40分 ⑨11時00分
⑩11時20分

場所は、海上保安庁入札室

4 その他

- (1) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者のした入札及び入札に関する条件に違反
した入札。
- (5) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調

達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HATTORI Maki, Director General, Administration Department, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: ①～⑥77 ⑦～⑩19

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.:

- ①ELT Function test . (Unit price contract)
 - ②5 kinds of RADIO ALT TR & other 5 radio equipment Function test.
 - ③Overhaul of PROP ASSY 3ea.
 - ④Repair of ENGINE 2ea.
 - ⑤Maintenance of FLOAT BAG and other 4 kind.
 - ⑥Overhaul of FUEL NOZZLE SIMPLEX other 2 kind. (Unit-price contract)
 - ⑦ Navigation Database (bombar300 and 4 model) Update
 - ⑧Technical information service (For GULF GV&GVSP engine maintenance)
 - ⑨Navigation Database (Falcon2000) Update
 - ⑩Technical information service (For SAAB340 aircraft maintenance)
- (4) Fulfillment limit(Fulfillment term):
- ①②⑤27. March. 2026.
 - ③31. October. 2025.

④27. February. 2026.

⑥19. March. 2026.

⑦～⑩ 31. March. 2026.

(5) Fulfillment place:

①②The ordered places by Japan Coast Gard.

③Niigata Air Station of JAPAN COAST GUARD
and other 2 places

④Kagoshima Air Station Nanatsujima
Operation Support Center

⑤Haneda Air Station and 3 other location

⑥WAREHOUSE of JAPAN COAST GUARD (FUKAGAWA)

⑦CHITOSE COAST GUARD AIR STATION and other
10 place.

⑧ Aircraft Division, Equipment and
Technology Department, JAPAN COAST GUARD
and other 1 places.

⑨KITAKYUSHU COAST GUARD AIR STATION and
other 1 places.

⑩ Aircraft Division, Equipment and Technology Department, JAPAN COAST GUARD and other 2 places.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) ①②⑦～⑩have Grade A to D level of interest in Service

③～⑥have Grade A to D level of interest in Manufacturing or Service

in Kanto・Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

①～⑤17:00, 5. March. 2025.

⑥～⑩17:00, 6. March. 2025.

(8) Contact point for the notice: FUKASAWA
Kiminori, 3rd Contract Section, Contract and
Accounts Office, Budget Division,
Administration Department, Japan Coast Guard,
2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-
8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2841

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 特単契第 1013 号

契約件名： FLOAT BAG ほかに4点整備（単価契約）

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 別紙－2 技術審査関係資料（説明書及び様式1から様式2）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和7年1月10日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

FLOAT BAG ほかに4点整備（単価契約）

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年3月27日

(4) 履行場所

羽田航空基地ほか3か所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課 濱森

03-3591-6361

(内線4635)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定は、最低価格落札方式で行うが、本調達は単価契約であることから、当庁が提示する予定数量に対する総価をもって入札すること。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに「別紙2 海上保安庁の航空機用発動機整備にかかる技術審査説明書」記載の必要書類を提出し、同審査に合格した者であること（提出先：同説明書参照）。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年2月10日 17時00分
各提出書類の提出先は次のとおりです。
○電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）

- 紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））

- (6) 証明書等審査結果の通知
4(1)により提出された証明書等の審査結果を、 令和7年2月19日 までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係 深澤 仁順

TEL03-3591-6361

内線 2841

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和7年1月10日 から 令和7年2月10日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和7年3月5日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長）○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。

- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時： 令和7年3月6日 11時20分
場所： 海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札とするか否かを決定するものとする。
- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、四半期払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (11) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

入 札 書

一金

ただし FLOAT BAG ほかに4点整備（単価契約）

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

別紙 2

海上保安庁の航空機用発動機等整備にかかる技術審査説明書

1 海上保安庁の航空機用発動機及び航空機用装備品（以下「発動機等」という。）を整備しようとする者は、海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査（以下「技術審査」という。）を受けなければならない。

2 技術審査を受けようとする者は、自己の負担において、様式 1 の技術審査申請書に次の資料（各写しの書類を除き、日本語により作成すること。）を添付して遅滞なく海上保安庁装備技術部航空機課長経由支出負担行為担当官に申請すること。

なお、提出した資料の内容について質問をすることがあります。

(1) 問合せ・提出先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課航空機整備管理室 調査係長

電話 03-3591-6361(内線 4640)

(2) 技術審査資料

① 事業場の認定を証する書類

イ 発動機等を国内において整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空法第 20 条第 1 項第 7 号に規定する装備品の修理又は改造の能力について国土交通大臣の認定を受けていることを証する書類の写し。

ロ 発動機等を国外において整備しようとする者は下記いずれかを証する書類の写し。

(イ) 整備しようとする発動機等に関し、航空法第 20 条第 1 項第 7 号に規定する装備品の修理又は改造の能力について国土交通大臣の認定を受けていること。

(ロ) 整備しようとする発動機等に関し、我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により、修理又は改造の能力について航空当局の認定を受けていること。また、航空法第 16 条第 2 項に定める耐空性を証明する書類を添付できること。

(ハ) 整備しようとする発動機等に関し、国際民間航空条約の締結国たる外国が、締結国としての責務により、国際民間航空機関において採択及び改正された航空機の耐空性に関する国際標準並びに勧告される方式及び手続に従い、その耐空性について証明その他の行為が可能であること。

② 整備をしようとする発動機等が航空局より民生品又は軍事品の指定を受けた機器の場合は、前項によらず下記の各項目を証する書類。

イ 整備しようとする機器の整備について製造者等から承認を受けており、最新

の技術資料（整備マニュアル等）を備えていること。

ロ 機器の整備に関し、品質を管理する体制が取られていること。

③ 技術支援体制に関し、様式 2 の技術支援体制表。

3 技術審査結果の通知

技術審査の結果については、資格審査結果通知として支出負担行為担当官から通知する。

4 その他

技術審査を受けて合格した者は、前回合格日から1年以内に限り技術審査を省略することができる。ただし、技術審査資料の内容に変更がある場合は、技術審査申請書に必要書類を添付し申請すること。

様式 1

令和 年 月 日

(裝備技術部航空機課長經由)
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

所在地	
会社名	社印
代表者名	印

技術審査申請書

海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査を受けたいので、下記のとおり必要書類を添付し申請します。

記

件名 ○○○○

仕様書番号第〇-〇〇〇〇号

1 添付書類

•	•
•	•
•	•
•	•
•	•

2 次の書類について、技術審査合格時に提出した資料に変更が無いので省略いたします。

• • • • •	• • • • •
---	---

(最近の技術審査合格年月日 令和 年 月 日)

3 連絡担当者名及び電話番号

様式2

技術支援体制表

令和 年 月 日

1 連絡先

職名	事業所所在地	電話番号等			備考
担当者		昼間	夜間及び休日	メール アドレス	
(営業担当)					
(技術担当)					
(部品担当)					

2 連絡系統

3 組織図

4 その他

紙入札方式参加願

(特単契第 1013 号)

1. 発注件名 FLOAT BAG ほか4点整備 (単価契約)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

特単契第 1013 号

1. 件 名 FLOAT BAG ほか4点整備 (単価契約)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様 式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係
特単契第 1013 号

確 認 書

件 名: FLOAT BAG ほか4点整備(単価契約)

本案件については、「**電子入札方式**」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

※今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

※上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

特単契第 1013 号

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：FLOAT BAG ほか4点整備（単価契約）」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

令和 7 年 度

特单契第 1 0 1 3 号

物 品 修 理 請 負 契 約 書 （ 単 価 契 約 ）

物品修理請負契約書（単価契約）

収 入
印 紙

1. 修 理 件 名 F L O A T B A Gほか4点整備（単価契約）

2. 請負金額（予定合価） 金 ●● 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 ●● 円

内 訳								
番号	品名（整理番号）	部品番号（製造番号）	単位	数量	仕様内容	単価	合価	備考
	別紙のとおり							

3. 物品交付場所 仕様書のとおり

4. 履 行 期 限 令和8年3月27日

5. 引 渡 場 所 仕様書のとおり

6. 契約保証金 免 除

上記物品の修理を行うについて、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 を発注者とし、
●● を受注者として、次の条項により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、物品交付場所において、発注者から修理すべき物品の交付を受け、仕様書に基づき、所要の修理を行い、引渡期限までに、引渡場所において、修理に係る物品を発注者に引渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において修理を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨の指示をしたときは、修理工程表及び修理費内訳明細書を発注者に提出して、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要資料の提出又は提示を求められた場合は、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修理事物又は修理場所に搬入した検査済み修理材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、修理の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得

た場合は、この限りでない。

（再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務）

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、受注者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 発注者又は監督職員は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、修理の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

第10条 受注者の負担に属する修理材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。発注者は、この場合において、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

2 受注者は、修理後外部から容易に見ることのできない部分の施行について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いのうえ施行するものとする。この場合において、受注者は、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

3 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とを仕分け、その方法により区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を、良品とすみやかに取り替えなければならない。

4 受注者は、材料検査に合格した材料等であって修理場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。

5 受注者が前項の規定に違反して施行したときであって、受注者は、発注者又は監督職員が指示するときは、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

第11条 発注者は、物品修理用として仕様書に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき理由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。

3 受注者は、交付を受けた官給品等を仕様書に基づいて使用し、修理の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場

所において、発注者に返還しなければならない。

第12条 受注者は、指定品として仕様書に記載する修理材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書に不適合の場合）

第13条 受注者は、修理の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

（撤去品等の処置）

第14条 受注者は、修理の施行により発注者の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指示する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、前項の撤去品又は廃材等を、発注者がこれを引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続）

第15条 受注者は、その修理について、行政庁の検査、検定を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

（物価変動等による請負金額の変更）

第16条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、請負金額を変更することができるものとする。

（修理の変更等）

第17条 発注者は、その都合により修理内容を変更し、又は一時修理を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修理費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいときは発注者受注者協

議して、その金額を増減するものとする。

(引渡期限の変更等)

第18条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

第19条 受注者は、修理終了予定日の前日までに、修理終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたとき、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修理終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

6 受注者は、検査職員から修理の重要な部分に係る使用材料のうち、完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

7 受注者は、検査職員の指示に従い、修理に係る物品の運転、操作その他検査のために必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。

8 修理に係る物品が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第20条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことがあるものとする。

(1) 仕様書に指定されているとき。

(2) 前条第6項の資料による確認ができなかったときその他修理の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。

(3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。

2 仕様書に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(物品の引渡し)

第21条 受注者は、修理に係る物品が第19条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引渡すものとする。

2 受注者は、修理に係る物品の引渡場所が第19条の規定による検査を行った場所以外の場所（以下「隔地」という。）である場合、引渡しのため物品を引渡場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を引渡場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の場合において、隔地の引渡場所に物品が到着したときは、運送によって生じた事故の有無について、引渡場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとする。

4 隔地の引渡場所における物品の引渡しは、前項の規定により当該責任者が証明のための調査を行い、異常のないことを確認したとき、完了するものとする。

5 物品の運送に使用した荷造材料等は、発注者の所得とする。

6 受注者は、第1項の場合において、発注者がその都合により受注者から引渡しを受けた物品を直ちに引き取ることができないときは、発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責めに帰すべき事由による物品の亡失、損傷に対し、発注者の損害を賠償するものとする。

(請負代金の支払)

第22条 発注者は、第21条の規定により物品の引渡しを受けた後、受注者が四半期ごとに請負金額を取りまとめて提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、請求代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(部分払)

第23条 削除

(遅延利息)

第24条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第25条 受注者は、所定の期限までに修理に係る物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第26条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期限満了の日の翌日から物品引渡しの日までの日数に応じ、請負金額（第21条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10／100を超える場合はその超過額は、遅滞金に算入しないものとする。

- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため、特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他修理の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

- 第28条 修理物品の渡し前に発注者の責めに帰することのできない事由により、修理物品及び修理材料（以下「修理物品等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。
- 2 天災地変その他の不可抗力により修理物品等に損害を生じた場合において、その損害が、重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、火災保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
- 3 修理物品等を火災保険等に付している場合において、修理物品等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第29条 受注者は、修理に係る物品の引渡し後1年以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（航空機に係る修理にあつては配属先の管区海上保安本部長を含む。）の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷

に対して、損害を賠償するものとする。

- 2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物品の引渡し後1年以上1年半以内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第30条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解除の申出があったとき。(第32条の場合を除く。)
 - 二 受注者が引渡期限までに修理に係る物品の引渡しをしないとき又は引渡期限までに物品の引渡しをする見込みがないことが明らかとなるとき。
 - 三 受注者が第4条及び第5条の規定に違反したとき。
 - 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 五 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
 - 六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 受注者は、前項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
 - 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第31条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修理終了前に、この契約の全部又は一部を解約することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第32条 受注者は、第17条の規定による修理内容の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による修理中止の期間が修理期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第33条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修理費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第19条、第21条、第22条及び第24条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺）

第34条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者は、発注

者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

- 3 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と、読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第35条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号においては同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第 3 6 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第 3 7 条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

上記契約を証するため、この証書 2 通を作成し、発注者受注者各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関 2－1－3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹
受注者	住	所	
	氏	名	

仕様書番号 7-2020 号
令和 6 年 12 月

航空機用部品特別整備仕様書

件名 FLOAT BAG ほか 4 点整備（単価契約）

海上保安庁

1 総 則

1-1 適用範囲

本仕様書は、スーパーピューマ 332 及び 225 の FLOAT BAG ほか 4 点に対する整備に係る単価契約について適用するものとする。

当該単価は、作業 1 回あたりの労務単価、部品費（諸経費を含む。）検査器具等の運送費、及び履行場所までの旅費等をその単価として定めるものとする。

1-2 再委託承諾申請書の提出

本契約を受注する業者（以下「業者」という。）は、調査等の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（海上保安庁HP掲載様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

1-3 履行場所

履行場所は別添「仕様明細」のとおりとする。

1-4 各単価

- （1） 労務単価については、1 回単位とする。
- （2） 旅費については、履行場所ごとに金額を決め、その回数によって支払う。
- （3） 使用機材等の運送費用については、履行場所ごとに金額を定め、その回数によって支払う。

1-5 検査の発注等

- （1） 請負業者は検査の受注に際し、監督職員から電話、メール等により連絡のあった実施場所、日時にて検査実施可能な場合には、事前調整として作業日時等、実施に要する派遣職員数、氏名、到着予定時刻について調整を行うものとする。
- （2） 事前調整が整った後、当庁から「作業指示書【様式 1】」（以下作業指示書という）をメール等により、業者に送付するものとする。
- （3） 請負業者は、メール等により、受注の確認として派遣職員数、責任者等を記載した「受注確認書（作業指示書の下段に記載）」を提出するものとする。

1-6 準拠法規等

検査の実施に際しては、関係法令及び製造業者の発行する最新の取扱説明書、各種整備マニュアル等）に基づき行うものとする。

1-7 検査の実施

請負業者は、「作業指示書」に基づき、検査を円滑に行うため調整を、装備技術部航空機課の監督職員から連絡先としてメール等にて通知した職員（現場監督として指名された者、以下、現

場監督という)との間で行った後、検査を開始するものとする。

なお、検査開始前に作業手順書の承認を得るものとする。

1-8 検査の範囲

本契約に係る「検査の範囲」は、別添「仕様明細」のとおりとする。

検査実施に必要な作業場所の設定、周辺部品の取外し、塗装剥離、清掃も含むアクセスコンディション等は海保職員にて実施するが、検査直前に必要な前処理作業（最終的な検査箇所の清掃等、検査機器の使用前校正作業等）は請負業者が行うものとする。

なお、機体整備実施記録への記載は、当庁職員が行うものとする。

1-9 検査機器等の負担

検査に必要となる測定機器及び間接的な資材（ウエス、保護具、洗浄剤等の消耗品等）は、業者の負担とする。但し測定機器を使用する際の電気料等は当庁の負担とする。

1-10 調査等の完了の確認及び検査

- (1) 検査の完了後は「作業報告書【様式2】」を現場監督に提出し、作業実施の確認を受けるものとする。
- (2) 検査結果については、検査報告書を作成、本紙を履行場所の現場監督職員あて送付、写しを海上保安庁装備技術部航空機課の監督職員あて送付、検査職員により行われる検査をもって最終的な検査とする。
- (3) 結果記録表については検査終了後、原則2週間以内に提出すること。
2週間を超える場合については海上保安庁装備技術部航空機課の監督職員の指示に従うこと。

1-11 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日までの間。

1-12 支払方法

四半期毎の支払いとする。

請求に際しては、「請求内訳書【様式3】」を添付するものとする。

1-13 疑義の処置等

検査において生じた疑義については、現場監督に報告、装備技術部航空機課の監督職員と調整のうえ、処置するものとする。

なお、作業を一時中断する必要がある場合は、現場監督に報告、装備技術部航空機課の監督職員の指示に基づき、安全面に十分配慮した処置を行うものとする。

1-14 旅費等

検査に必要となる旅費等については、交通費、宿泊費及び日当とし、「国家公務員等の旅費に関する法律」等に準じて算出される額を限度として支給するものとする。

なお、2 日以上の宿泊が生じた場合、宿泊初日を除く宿泊（日当含む）については当庁が定める滞在日額旅費を限度として支給するものとする。

また、検査に必要となる工具等の運送費については、必要に応じ支払うものとする。

1-15 その他

- （１）調査等の実施において、当庁の財物に損傷等を与えた場合は、天災地変その他やむを得ない事由による場合を除き、業者の責任において、補償を行うものとする。
- （２）調査等の実施中、作業員が被った災害等に関しては、当庁の責めに帰すべき場合を除き、業者がその責めに任ずるものとする。

2 整備

別添「仕様明細」のとおり整備を実施すること。

なお、別添「仕様明細」の整備仕様については、別表1「検査表」の要領により実施すること。

3 請負業者負担部品

本整備に請負業者が負担する部品の品名、規格及び数量等は、別表2「請負業者負担部品表」のとおりとする。

4 特記事項

4-1 検査の予定数量

別表3「予定数量表」のとおり。

なお、本仕様で示す予定数と実際の作業実績において、増減が生じた場合、異議を申し立てることができないものとする。

4-2 添付書類

結果記録表とともに、機器の校正の記録等、現場監督の求めに応じて必要な書類の提示、コピー等を提出すること。

以上

別添

仕 様 明 細

番号	品 名 整理番号	部品番号	適用機種	部品状態	仕 様	予定数量	交換部品		備 考
		製造番号		現状			官給	業者負担 (内訳別表2)	
1	FLOAT BAG	158820-3	スーパーピューマ 332	期間到達	別表1検査表のとおり	1 回	-	13点	
	25-00-00	—							
2	FLOAT BAG	158565-5	スーパーピューマ 332	期間到達	別表1検査表のとおり	1 回	-		
	25-00-00	—							
3	FLOAT BAG	158566-5	スーパーピューマ 332	期間到達	別表1検査表のとおり	1 回	-		
	25-00-00	—							
4	EMERGENCY FLOATATION	219413-0	スーパーピューマ 225	期間到達	別表1検査表のとおり	9 回	-	14点	
	25-62-01	—							
5	EMERGENCY FLOATATION	219465-0	スーパーピューマ 225	期間到達	別表1検査表のとおり	9 回	-		
	25-62-01	—							
6	EMERGENCY FLOATATION	218099-0	スーパーピューマ 225	期間到達	別表1検査表のとおり	9 回	-		
	25-62-01	—							
7	EMERGENCY FLOATATION	218098-0	スーパーピューマ 225	期間到達	別表1検査表のとおり	9 回	-		
	25-62-01	—							

履行場所

- (1)第三管区海上保安本部羽田航空基地(住所:東京都大田区羽田空港1-12-1)
- (2)関西空港海上保安航空基地(住所:大阪府泉佐野市泉州空港北1)
- (3)第十管区海上保安本部鹿児島航空基地七ツ島運航支援センター(住所:鹿児島県鹿児島市七ツ島2-1-11)
- (4)第十一管区海上保安本部石垣航空基地(住所:沖縄県石垣市字盛山222-282)

別表 1

検査表

番号	作業項目	作業内容	備考
1	整備	FLOAT BAGほか4点 1Y検査 ※ (期限到達による部品の交換を含む)	「SAFRAN COMPONENT MAINTENANCE MANUAL 25-69-18または25-69-49」に従い、作業を実施すること。 (様式1 作業指示書を確認のこと)
2	技術	検査報告書作成	

※ 製造業者が規程する1年毎に必要な検査及び補修、並びに必須交換部品の交換を実施し、組立検査及びカバーへの
収納作業を実施すること。

なお、別表2「請負業者負担部品表」に相当する部品の交換を実施すること。

別表2

請負業者負担部品表

(1)仕様明細番号1・2・3(1回あたり)

番号	品 名	規格	単位	数量	備考
1	O-RING	01040	個	12	
2	GASKET	961001	個	16	
3	GASKET	961016	個	4	
4	O-RING	01040	個	20	
5	O-RING	961002	個	4	
6	GASKET	961017	個	2	
7	PIN	956001	個	2	
8	CORD R617 EC	919010	個	1	
9	CORD R6301 A665	919019	個	1	
10	CORD R707 VE	919011	個	1	
11	CORD R6301 EC	919009	個	1	
12	ADHESIVE TAPE	35163	個	1	
13	ADHESIVE TAPE	26569	個	1	

(2)仕様明細番号4・5・6・7(1回あたり)

番号	品 名	規格	単位	数量	備考
1	CORD R617 A665	919010	個	1	
2	DRISSE R6109 A665	919019	個	1	
3	CORD R707 A445	919011	個	1	
4	CORD R721 A805	919012	個	1	
5	CORD R6301 A665	919009	個	1	
6	ADHESIVE TAPE	35163	個	1	
7	ADHESIVE TAPE	26569	個	1	
8	GASKET	961016	個	4	
9	O-RING	01040	個	28	
10	GASKET	961001	個	18	
11	O-RING	961002	個	2	
12	SPLIT COTTER PIN	956001	個	9	
13	GASKET	961017	個	1	
14	LEAD SEAL	154090	個	8	

別表3

予定数量表

1. 検査

番号	対象型式	実施内容	予定回数	備考
1	スーパーピューマ332 (別添 仕様明細1～3)	別添「仕様明細」のとおり	1	
2	スーパーピューマ225 (別添 仕様明細4～7)	別添「仕様明細」のとおり	9	

2. 履行場所

番号	実施場所	住所	予定回数	備考
1	羽田航空基地	東京都大田区羽田空港1-12-1	3	
2	関西空港海上保安航空基地	大阪府泉佐野市泉州空港北1	2	
3	七ツ島運航支援センター	鹿児島県鹿児島市七ツ島2-1-11	4	
4	石垣航空基地	沖縄県石垣市字盛山222-282	1	

3. 機材運送

番号	実施場所	住所	予定回数	備考
1	羽田航空基地	東京都大田区羽田空港1-12-1	3	
2	関西空港海上保安航空基地	大阪府泉佐野市泉州空港北1	2	
3	七ツ島運航支援センター	鹿児島県鹿児島市七ツ島2-1-11	4	
4	石垣航空基地	沖縄県石垣市字盛山222-282	1	

作業指示書

会社名

担当: 様

契約件名 FLOAT BAG ほか4点整備(単価契約)

上記契約に基づき、下記のとおり発注しますので、よろしくお願いします。

機体番号 JA***A 記
実施場所 XX航空基地
実施日時 令和 7年 XX月 XX日～令和 7年 XX月 XX日
派遣職員数 X名
作業指示内容 ・「SAFRAN COMPONENT MAINTENANCE MANUAL 25-69-18または25-69-49」XXXXXX項の実施
・FWD L/H FLOATの交換

監督職員 海上保安庁装備技術部航空機課 担当:海保 太郎(押印省略)
TEL 03-3591-6361 (内線4 * * *)

受注確認書

令和 7年 * * 月 * * 日

上記作業について、以下のとおり受注いたしました。

① 派遣職員数 X名
② 責任者名

会社名 * * * * * 株式会社

担当者 海保 三郎

作業報告書

※検査完了後、速やかに監督職員に提出すること。

件名	FLOAT BAG ほか 4 点整備(単価契約)					契約番号	
航空機の型式	スーパービューマ 225	航空機の番号	JA	作業実施場所			
FWD L/H FLOAT (スーパービューマ 225)	P/N		S/N		MFD		
FWD R/H FLOAT (スーパービューマ 225)	P/N		S/N		MFD		
FWD FLOAT (スーパービューマ 332)	P/N		S/N		MFD		
AFT L/H FLOAT (共通)	P/N		S/N		MFD		
AFT R/H FLOAT (共通)	P/N		S/N		MFD		
作業指示内容：							
実施年月日			検査員責任者氏名				
使用計測機器 圧力計							
使用計測機器 気圧計/温度計							
総合検査結果		良 ・ 否					
備考							
上記のとおり作業が完了しました。							

-----※以下、海上保安庁記載欄-----

※現場監督職員は、本書を本庁航空機課に提出すること。

上記の報告内容と検査作業の実施内容が同一であることを確認した。			
令和 年 月 日			
監督職員・所属・官職・氏名 (監督職員が複数となった場合は、それぞれの氏名)			

【様式3】

請求内訳書【記載例】

[illegible]